

第十三回 参議院人事委員会會議錄第九号

昭和二十七年三月二十日(木曜日)午前十一時三十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 カニエ邦彦君
理事 千葉 信君

委員 北村 一男君
村上 義一君
木下 源吉君

政府委員

人事院事務総局
局長 瀧本 忠男君

事務局側

常任委員会専門員 川島 孝彦君
常任委員会専門員 熊林御堂定君

本日の会議に付した事件

○一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出衆議院送付)

○連合委員会開会の件

○国家公務員の給与問題に関する調査の件

(新恩給法に関する件)

(給与改訂に関する件)

○委員長(カニエ邦彦君) それでは只今より人事委員会を開会いたします。

先ず一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題にいたします。これに対して御意見のあるかたは御質疑願います。……只今の法律案についての扱い方については、先ほど懇談の形でいろいろ各議員から御意見があつたので、その点についてどう今後扱つて行くかということをお相

談申し上げたいと思います。

○北村一男君 今日まで多数の諸君がありまうが、その内容をよく検討いたしました。……一々尤も点があると思ひますから、各党派におきまして、所屬議員などの意見を質しまして、その会派の意見をまとめまして、二十八日まで委員長の御手許まで案を出しまして、その案について懇談の際木下君から仰せになつたような基準を作りまして、その調整を図り、そこでまとまりましたものを修正案として議題に供されんことをお願いいたします。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今の北村君の御発議に対して御異議ございませうか……それでは御異議ないようでありますから、さよう取計らいをいたします。……それでは本件に関する質疑はあつたにいたしまして……

○木下源吉君 あつたにいたすというのとはあつたにいたすということですか。

○委員長(カニエ邦彦君) そうです。

○木下源吉君 それではいいが、次回のときに国鉄を一つ呼んでもらいたいのですね。国鉄の職員局長を……

○千葉信君 次回のときに、この地域給の問題に関連して国鉄当局の問題、それから地方職員の問題なんかもありますから、取りあへず国鉄のほうの職員局長の御出席を願ふことにしたい。それからもう一度大蔵省当局の御出席を願ふ。これだけをはつきりお願いいたします。

○木下源吉君 それから参考人として国鉄労組の給與部長を一つ……

○委員長(カニエ邦彦君) それでは只今千葉君から国鉄の職員局長、それから大蔵省当局、それから木下さんからは国鉄労組の給與対策部長、これは参事人として呼ぶ、そういうことに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(カニエ邦彦君) それではさよう決定いたします。

○委員長(カニエ邦彦君) 次に、外務委員会に只今かかつております外務公務員法案、これに対する本委員会から連合委員会の要求をするか否かという点についてありますが、これを御諮りいたします。

○千葉信君 これは本委員会としても当然連合審査を要する問題だと思ひますから、こゝでさよう御決定をお願いいたします。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今の千葉君の連合委員会の審査要求を申入れるというに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(カニエ邦彦君) それではさよう決定いたします。

○委員長(カニエ邦彦君) それでは只今木下君の御要求になりました証人の喚問の日程であります。これは委員長に御一任願えますか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木下源吉君 国鉄の職員局長を呼ぶときに一つ……

○委員長(カニエ邦彦君) それでは日時については委員長にお任せを願ひます。

○木下源吉君 新恩給法を出す、提案する見通しはどうか一つ。実はいろいろ利害関係ある者は今やめたいいか、先に行つてやめたいいか、微妙なことだと思ひますが、非常に迷つておるし、かた／＼一つ見通しをお聞かせ願ひます。

○委員長(カニエ邦彦君) 只今の木下君の御質疑の前に、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案についての御質疑は今日はこの程度にいたしておくと御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(カニエ邦彦君) それではさよう決定いたします。

○委員長(カニエ邦彦君) 次に、只今木下君の御発議されました恩給法に関する件、これを議題に供することに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(カニエ邦彦君) それではどうぞ木下君の御発議に対して給與局長瀧本君からの御説明を願ひます。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院におきましては、新しい恩給法案につきまして今最後の法案の審議を内部的にいたしておる状況でございます。現在人事院におきましては、給與準則の問題と恩給法の問題、両者併せて研究を進めておるのであります。尤も準則の見直しも大体つきましました。尤もいろいろ細かい問題でまだ決定を要する問題が相当残されておりますが、併しそれもそれほど時日を要する問題ではないのではなからうかというふうに思つております。従ひまして、比較的近い機会に給與準則を勧告いたすというところになるでございましょう。それに引続きまして、新恩給法案の意見の申出をいたしたいということで現在努力をいたしておる次第でございます。

○木下源吉君 今国会に間に合いますか。

○政府委員(瀧本忠男君) できるだけ間に合せたいということで目下懸命の努力をいたしております。

○木下源吉君 今、つまり研究しておるといふか、調査しておるといふか、その問題点はどこでございましょうか。

○政府委員(瀧本忠男君) 新恩給法案につきまして、全体的に事務当局といつたしましては大体その内容を固めておるのでありますけれども、この法律化というふうなことにつきまして現在やつておる次第でございます。

○木下源吉君 法律化という点について何か難点があるか、或いは手間がかかるところはどこでございましょうか。

○政府委員(瀧本忠男君) ちよつと筆記を中止させていただきます。

○委員長(カニエ邦彦君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(カニエ邦彦君) 速記を始め

○木下源吉君 そうすると、準則が先にきまらんければ恩給法のはらはやらない、こういうふうに了解していいの

ものがある。現在の在外公館に勤務する者にもきめてあるわけでありすが、そういう趣旨のものが今回の在外公務員の給與関係の法規でも越らくきめられることになるだらうと思ひます。その点につきましましては、我々として手が及びませんので、そういう問題は、余り人事院といたしましては、余りさしでがましいことは申さないということに了承願ひたいと思ひます。

○木下源吉 iya、私のお聞きする
のは、例え日本の場合に単に一万八
千なんぼということになりますと、本
俸だけ日本の金に換算すれば月に五十
万円ぐらいになる。そういうような外
国だから金が必要だろ、と言えればそれ
きりのものだが、諸外国のこれらの大
使というものはどのくらい一体やつて
おるのかというよりなことを聞きたい
のです。ただ国内の一般職と比較す
る、我々はそれだけよりしやうがない
わけで、ほかの国の給與は一体どうい
うふうになつておるのかというふうな
ことが若しわかつたならばお聞きして
おきたい、こういうのです。今なければ
あとも又調べればわかるならば、そ
ういう資料を頂きたい。但しそれは本
俸だけでなく諸手当、或いは機密費と
いうような、各国によつて違ふだろう
が、そういう人たちが個人的に使い得
る金、或いは又公に使うといつても、
個人の交際費ならば個人の交際費とし
て自由に使い得るという制度になつて
いるところもあるだろう。そういうと
ころを一つお聞きしたい。今なければ
資料をできるだけ一つ調べられてわか
るだけ知らせて頂きたい、こういうこ
とであります。同時に身分保障につい
てもわかるだけ一つお調べになつてい
ることがあつたならば知らして頂きた
い、ということであります。

資料の要求として出しておくといふこ
とで如何でしょうか。
○木下源吉 同時に人事院にも、わ
かつておることだけは人事院からお願
いする。こういうことでもあります。
○委員(カニエ邦彦) 承知いたし
ました。
それでは本日はこれにて散会いたし
ます。次回は公報を以て御通知申上げ
ます。

午後零時八分散会

三月十五日日本委員会に左の事件を付託
された。

一、香川県長尾町の地域給に関する請願(第九七二号)
一、愛知県幡豆町の地域給に関する請願(第九八四号)
一、国有林労働者を特別職とするの請願(第九八五号)
一、教育公務員給與準則に関する請願(第九九八号)(第一〇二四号)(第一〇五五号)
一、福井県敦賀市の地域給に関する請願(第一〇二七号)
一、宮城県山下村合戦原の地域給に関する請願(第一〇二八号)
一、長崎県佐世保市の地域給に関する請願(第一〇五三三号)
一、宮城県山下村合戦原の地域給に関する請願(第一〇五四号)
一、和歌山県美帆町の地域給に関する請願(第一〇七六号)
一、和歌山県美帆町の地域給に関する請願(第一〇七七号)
一、香川県長尾町の地域給に関する請願(第一〇八九号)
一、香川県佛生山町の地域給に関する請願(第一〇九〇号)

一、茨城県那珂湊町の地域給に関する請願(第一〇四号)
第九七一号 昭和二十七年三月一日受理
香川県長尾町の地域給に関する請願
請願者 香川県大川郡長尾町長 小西欣弥外十三名
紹介議員 松本 昇君
香川県長尾町は、大川郡西南端の交通要衝に当り、国または県の出先機関が多数所在するばかりでなく、各種民間企業の支店、出張所が集まつており、観光地としても知られているため、春秋の観光客は数万人を数える状況であるが、高松市と近距離にあるため、生活必需品はもとより、すべての生活条件を同市と同じくしているから、長尾町の地域給を高松市と同級の二級地とせられたいとの請願。
第九八四号 昭和二十七年三月一日受理
愛知県幡豆町の地域給に関する請願
請願者 愛知県幡豆郡幡豆町長 牧野健吉外六名
紹介議員 成瀬 幡治君 森崎 隆君
愛知県幡豆町は、三河を東西に分岐する赤石山系の三河湾に突入する南端に位し、昔から三河東西における経済交通の要衝で、最近とくに工業的、観光的發展を示しているため、物価は常に郡内および近隣都市に比較して常に割以上の高さを示し、給料生活者にとつては苦しい負担となつてゐるから、当町を地域給支給地に指定せられたいとの請願。
第九八五号 昭和二十七年三月一日受理

国有林労働者を特別職とするの請願
請願者 福島県相馬郡原町南新 田原町営林署従業員労働組合内 高田秀彦
紹介議員 吉田 法晴君
国有林労働者は、身分保障、基本的労働権もなく、ある者は日雇、あるものは期間労働者という実態に確立されない取扱ひを受け、しかも賃金は五、六人家族で月収五、六千円の有様である。かかる労働者を一般職公務員として取扱うことは不合理であると思われ、国有林労働者は特別職とせられたいとの請願。
第九九八号 昭和二十七年三月三日受理
教育公務員給與準則に関する請願
請願者 千葉県市川市国府台二 川本宇之介
紹介議員 吉田 法晴君
昭和二十三年に育ち育ち児童就学義務制が実施されたが、育ち育ち教育の困難性に対応する教員の待遇が是正されてないため、教員の確保が極めて至難で、育ち育ち教育の振興に多大の支障を與えているから、近く予定されている教育公務員給與準則の制定に際しては、(一)七九ベース切替の際失つた調整号俸を復活すること、(二)学歴および勤務年数の同じ教員については、学校種別によつて本俸に差をつけたいこと、(三)特殊教員を優遇すること等の実現を願はれたいとの請願。
第一〇二四号 昭和二十七年三月四日受理
教育公務員給與準則に関する請願
請願者 東京都千代田区麹町二ノ八麹町小学校内全国

連合小学校長会内 佐 口安治
紹介議員 木内キヤウ君
この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。
第一〇五五号 昭和二十七年三月五日受理
教育公務員給與準則制定に関する請願
請願者 東京都港区芝公園四号 地港区立愛宕中学校内 野口彰
紹介議員 木内キヤウ君
この請願の趣旨は、第九九八号と同じである。
第一〇二七号 昭和二十七年三月四日受理
福井県敦賀市の地域給に関する請願
請願者 福井県敦賀市長 川原 興外二名
紹介議員 堂森 芳夫君
福井県敦賀市は、京阪神方面に近接し、更に三方山に囲まれているため野菜その他生活物資の殆どは移入する現況で、その物価高は、福井県第一位である。しかるに今回、政府ならびに国会に提出されて人事院の勤務地手当支給区分改訂案には二級地に勧告されてないから、すみやかに敦賀市を二級地に改訂せられたいとの請願。
第一〇二八号 昭和二十七年三月四日受理
宮城県山下村合戦原の地域給に関する請願
請願者 宮城県亶理郡山下村高 瀬字合戦原一〇〇 島 山辰夫
紹介議員 齋 武雄君

三

国立宮城療養所の所在する宮城県亶理郡山下村高瀬字合戦原は、近接都市仙台より約四十キロの地点にあるが、魚介、野菜等副食物の大部分を仙台より購入しているため、物価は常に同市より高い上に通学費、燃料費等の出費がかさむので、当療養所勤務の職員は困難な生活を余儀なくされているから、同地の地域給を仙台市同様二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇五三号 昭和二十七年三月四日受理

長崎県佐世保市の地域給に関する請願
請願者 長崎県佐世保市平瀬町 長崎県佐世保出張所内 菊本孝夫

紹介議員 木下 源吾君

長崎県佐世保市の朝鮮動乱により生じた特殊事情は、他都市の一般事情と全く異なり、繊弱な佐世保の経済に及ぼした動乱経済の比重から見ても、時間的速さから見ても、みだりも調節のきかない強大なものであり、このため官公庁職員は北九州あるいは昨年四級地に昇格の別府等に比し、数倍の経済苦にあえいでいるから、当市の地域給を引き上げられたいとの請願。

第一〇五四号 昭和二十七年三月四日受理

宮城県亶理郡山下村合戦原の地域給に関する請願
請願者 宮城県亶理郡山下村高瀬字合戦原一〇〇 西 條貞藏

紹介議員 木下 源吾君

宮城県亶理郡山下村合戦原は、仙台市より約四十キロの地点にあり、ぶどう、西瓜、瓜の産地として知られているが、米を

除く農産品、魚介等を仙台市より移入しているため、生活必需品は必然的に仙台市を上回り、冬期間の燃料費等のため、同地方在勤の公務員の生活は困窮を極めていから、同地区の地域給を仙台市同等の二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇七六号 昭和二十七年三月五日受理

和歌山県箕島町の地域給に関する請願
請願者 和歌山県有田郡箕島町 長 中谷良太郎外十三名

紹介議員 永井純一郎君

和歌山県箕島町は、和歌山市ならびに海西市に近接し、しかも町内にはかんきつ類その他農作物や魚類の産物に恵まれ、また町内および附近には可成り盛大な工場や会社が多く、購買力が旺盛であるため、物価も県下では非常に高い状況にあるから、当町の地域給を二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇七七号 昭和二十七年三月五日受理

和歌山県勝浦町の地域給に関する請願
請願者 和歌山県東牟婁郡勝浦町郵便局内 大久路竜鶴外十名

紹介議員 永井純一郎君

和歌山県勝浦町は、新宮市の門戸ともいわれ、水産交通運輸の重要な位置を占めており、魚港としても紀南唯一の発展を示し、これに関連して商工業の発展もめざましく、その上最近における交通機関の充実と附近一帯の観光地開発に伴い、同町的生活程度はいちじ

に重大な影響をおよぼしているから、同町の地域給審議に当つては、従前以上の等級地であることを考慮されたいとの請願。

第一〇八九号 昭和二十七年三月六日受理

香川県長尾町の地域給に関する請願
請願者 香川県大川郡長尾町長尾務務署内 新居政美外十四名

紹介議員 森崎 隆君

香川県長尾町は、最近諸物価とくに日常生活必需品が高騰し、即ち二級地として認められている各地域と比較しても相当上回つており、しかも同町は高松市と近距離にあるため、高松市より通勤者も多いが、高松市より高物価の同町に勤務する公務員は地域給を貰えないという不合理な実情にあるから、長尾町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇九〇号 昭和二十七年三月六日受理

香川県仏生山町の地域給に関する請願
請願者 香川県香川郡仏生山町 長 田村政外十一名

紹介議員 森崎 隆君

香川県仏生山町は、四国と本州を結ぶ最短連絡地点として海陸交通の重要な地位を占めているため、最近めざましい発展を遂げ、従つて日常生活物価もいちじるしい高騰を示しており、終戦後においては、高松市を上回つている実情にあるから、同町を地域給二級地に指定せられたいとの請願。

第一〇四号 昭和二十七年三月六日受理

茨城県那珂湊町の地域給に関する請願
請願者 茨城県那珂郡那珂湊町 日本専売公社湊出張所内 鈴木幸外三百四十六名

紹介議員 那 祐一君

茨城県那珂湊町は、人口二万を擁する本県中部海岸第一の漁港でしかも勝田町および水戸市に接しているため、生活物資の価格においては両地と全く変らず特殊物資に至つてはむしろ両地より高価を示している現状であるから、本町を勤務地手当支給地に指定せられたいとの請願。